

税務

令和4年度 国民健康保険税の減免について (新型コロナウイルス感染症の影響による場合)

☎ 税務課 町民税係 ☎476-1111 (113)

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は、減免申請の提出をすることで保険税が減免されます。必要書類については、お問い合わせください。

<p>対象となる世帯</p> <p>注：前年とは、令和3年です。</p>	<p>① 主な生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>② 主な生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)の減少が見込まれ、次の要件がすべて該当する世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 主な生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した金額)が前年の当該収入等の額の10分の3以上</p> <p><input type="checkbox"/> 主な生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 減少することが見込まれる主な生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</p>												
<p>対象となる保険税</p>	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険税</p>												
<p>減免額</p>	<p>① 対象となる世帯1…対象となる期間の全額</p> <p>② 対象となる世帯2… $(A) \times (B) \div (C) \times \text{減免割合}$ (注1)</p> <p>(A) 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>(B) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の合計所得金額</p> <p>(C) 世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p> <p>(注1)減免割合</p> <table border="1" data-bbox="560 1335 1406 1727"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額または免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td>10分の10(全額)</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ご留意：(B) 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の合計所得金額が0円またはマイナスの場合は、減免の対象外となります。 (住民税申告等により確認します)</p>	前年の合計所得金額	減額または免除の割合	300万円以下であるとき	10分の10(全額)	400万円以下であるとき	10分の8	550万円以下であるとき	10分の6	750万円以下であるとき	10分の4	1,000万円以下であるとき	10分の2
前年の合計所得金額	減額または免除の割合												
300万円以下であるとき	10分の10(全額)												
400万円以下であるとき	10分の8												
550万円以下であるとき	10分の6												
750万円以下であるとき	10分の4												
1,000万円以下であるとき	10分の2												